



2022年度営利事業所得税確定申告関連スケジュール

2022年度営利事業所得税確定申告期限

財政部のプレスリリースによると、COVID-19の影響が緩和したことから、2022年度の営利事業所得税確定申告及び納税期間は5月1日から5月31日まで（3月決算の場合は8/1～8/31）の法定申告期間に従います。よって納税義務者は、自身の権益を損なわないよう5月31日までに確定申告及び納税を完了する必要があることにご留意ください。納税が難しい場合（嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例の施行期間は2020/1/19～2023/6/30まで）、営利事業所得税額の確定後、納税期間にイン

ターネット（税務ポータルサイト）、郵送及び窓口等の3種類の方法により、税務当局へ納税の延期又は分割納税を申請することができます。この申請は納税額の多寡にかかわらず、延期期間は最長1年、分割期間は最長3年（36期）で、利息は加算されません。

租税優遇の申請の法定期限

租税優遇を申請する予定がある場合、法定期限までに中央目的事業主務機関に申請する必要があります。

作業期間	事項	説明
2023/5/1 2023/5/31	納税の延期又は分割納税の申請	税収徴収法第26条及び嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例第9条第3項の規定により、営利事業者はCOVID-19の影響により営業収益が急減した場合、規定の納税期間（延長期間を含む）に、インターネット（税務ポータルサイト）、郵送及び窓口等の3種類の方法により、税務当局へ納税の延期又は分割納税を申請することができます。
2023/2/1 2023/5/31	産業革新条例第10条 研究開発支出	細則第14条に基づき、中央目的主務機関へ申請する。（例えば、製造業は工業局、卸販売・小売販売業、飲食業、物流業は商業司等）。 関連規定に基づき会社の当年度の研究開発支出及び研究開発活動の認定を申請する。12月決算の企業は2月1日～5月末までに申請する。

作業期間	事項	説明
2023/2/1 2023/5/31	中小企業発展条例 第35条 研究開発支出	細則第12条に基づき、中央目的主務機関へ申請する。(例えば、製造業は工業局、卸販売・小売販売業、飲食業、物流業は商業司等)。前提として、中小企業認定基準第2条(資本額1億以下又は経常的雇用従業員数200人未満)の規定を満たす必要がある。 関連規定に基づき会社の当年度の研究開発支出及び研究開発活動の認定を申請する。12月決算の企業は2月1日～5月末までに申請する。
2023/1/1 2023/5/31	産業革新条例第10-1条 スマート機械、5G及び情報通信セキュリティ	細則第12条に基づき、経済部が提供するシステムにてオンライン申請を行う。但し、1回に限定する。 2022年度のスマート機械、5Gシステム及び情報通信セキュリティ製品又はサービスへの投資について、前項の納品年度又は技術サービス提供完了年度が2022年度の場合は申請を提出するようにご注意ください。また、移行期間において支払年度を当年度とする場合も申請を提出するようにご注意ください。 経済部オンライン申請ウェブサイト
2023/2/1 2023/5/31	バイオ医薬産業発展条例第5条 研究開発及び人材育成に係る投資控除	細則第3条及び細則第5条に基づき経済部へ申請する。前提として、バイオ医薬会社は経済部(工業局)に許可申請(審査認定細則第2条)を行い、許可書を取得する。 12月決算の企業は当該期間において研究開発の審査意見及びプロジェクト認定の申請を行うと同時に、経済部(工業局)へ申請する。
2023/1/1 2023/5/31	バイオ医薬産業発展条例第5条 機械設備又はシステム	バイオ医薬産業審査認定書申請(会社は事前に申請をし、許可を取得する必要がある)。 機器設備又はシステムの投資控除(工業局システムによる申請)について、前提として、投資計画はプロジェクト許可を取得する必要がある。また当該ウェブサイトにて許可申請をすることも可能。 工業局ウェブサイトによる申請
2023/2/1 2023/5/31	産業革新条例第12-1条第1項 知的財産権の譲渡又は授權による収益の控除	細則第5条第2項及び「会社の研究開発支出の投資控除適用細則」の関連規定に基づき、当年度の研究開発支出及び研究開発活動の認定を申請する。12月決算の企業は2月1日～5月末までに申請する。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中西區
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市407059西屯區
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金區
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195
E kojitomon@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584
E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794
E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

